

○総務省令第九十六号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十五日

総務大臣 樽床 伸二

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項中「釜石市小佐野町三の八の二四」を

「釜石市小佐野町三の八の二四
釜石市鶴住居町第七地割一三」

釜石税務署

の七 東北地方整備局南三陸国道事務所」

に改め、同表栃木県の項中「那須郡那須町大字湯本二〇七」

那須御用邸皇宮護衛官派出所」を

「那須郡那須町大字湯本二〇七
那須郡那須町大字湯本二〇七の二
関東地方環境事務所日光自然環」

境事務所那須自然保護官事務所

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十四年十一月一日から適用する。